

第三十六号議案

江戸川区すくすくスクール事業条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長

斎

藤

猛

江戸川区すくすくスクール事業条例の一部を改正する条例  
江戸川区すくすくスクール事業条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改正する。

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「学童クラブ事業」という。）

第四条第一項中「以下の項、「」を削り、「第六条」を「第六条第一項」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

#### （説明）

学童クラブ事業を児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づく放課後児童健全育成事業として位置付けるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。